

建設工事入札参加に係る支店・営業所等の本店扱い認定について

諏訪市内に支店・営業所等(以下「支店等」という。)を有する事業者を対象に、支店等の本店扱い認定の申請を受け付けます。希望者は、下記の認定基準等を確認のうえ申請を行ってください。

認定基準をすべて満たす支店等については、本店扱い事業者(市内本店事業者と同等)とし、この取扱いは、原則として一般競争入札の入札参加資格要件等において適用します。

1 対象となる工事種類

本認定の対象となる建設工事の工事種類は、**土木一式工事・建築一式工事・舗装工事・造園工事・電気工事・管工事・水道施設工事の7種類**です。

2 認定基準等

(1) 認定基準日 令和7年4月1日

(2) 認定基準 次の①～⑤の全てを満たしていること。

- ① 基準日前3年間のうちに認定希望工事種類について諏訪市からの指名実績があること、又は基準日前4年間のうちに認定希望工事種類について元請として、諏訪市若しくは長野県が発注した工事の施工実績があること。
- ② 基準日において、諏訪市の入札参加資格を有していること。
- ③ 基準日前2年間継続して、諏訪市との除雪業務(除雪、融雪剤散布)の契約実績があること(土木一式工事・舗装工事のみ)。
- ④ 基準日前2年間継続して、諏訪市と災害協定を結んでいること(土木一式工事・建築一式工事・舗装工事・造園工事・水道施設工事のみ)。
- ⑤ 基準日前2年間継続して、諏訪市の水道温泉故障修理等の対応事業者であること(水道施設工事のみ)。

※基準日前2年間: 令和5年4月～令和7年3月

基準日前3年間: 令和4年4月～令和7年3月

基準日前4年間: 令和3年4月～令和7年3月

3 申請及び認定手続

(1) 申請期間及び提出方法

- ① 申請期間: 令和7年4月16日(水)から令和7年4月30日(水)まで(土曜・日曜・祝祭日を除く。)
- ② 提出方法: 諏訪市役所企画部財政課管財契約係へ必要書類を提出してください。

(2) 審査・認定について

- ① 審査は、申請書及び添付資料に基づいて行い、審査結果は後日通知します。
- ② 審査にヒアリングが必要と判断した場合は、市役所においてヒアリングを実施することがあります。(正当な理由なくヒアリングを受けられない場合、認定できない場合があります。)
- ③ 本認定の有効期間は、認定日(令和7年6月1日を予定)から3年間となります。

(3)その他の留意事項

- ① 諏訪市内に複数の支店等を有する場合、それらのうち1支店等のみ申請可能です。
- ② 複数の工事種類について、一括して申請を行うことができます。
- ③ 申請後又は認定後に申請内容が変更となったときは、遅滞なく変更届を提出してください。なお、変更届の提出の有無にかかわらず、当該支店が認定基準を満たさなくなった時点で、本認定は取消しとなります。

4 申請に必要な書類

(1)諏訪市建設工事入札参加に係る支店・営業所等の本店扱い認定申請書【様式1】

(2)その他の添付書類・資料等

- ① 入札指名実績・施工実績一覧表:【別添資料】に必要事項を記載してください。
- ② 除雪業務委託契約書の写し:土木一式工事・舗装工事の認定を希望する場合は添付してください。
- ③ 災害協定締結書の写し:土木一式工事・建築一式工事・舗装工事・造園工事・水道施設工事の認定を希望する場合、申請者が所属する協会・組合等と諏訪市が協定を締結している場合、締結書の写しと、基準日前過去2年間以上にわたり協会・組合等に所属していることが確認できる資料を添付してください。
- ④ 水道温泉故障修理等の対応業務委託業者の証明:水道施設工事の認定を希望する場合、基準日前過去2年間以上にわたり、諏訪市水道局が発注する「水道温泉故障修理等の対応業務委託」の受注者の構成員であることが確認できる資料を添付してください。
- ⑤ 事務所(建物)の写真:【参考資料】に必要事項の記載及び写真、事務所(建物)の登記事項証明書、建物賃貸借契約書の写し等を添付してください。